

プロジェクト リース

項目 第 470 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 470 回企業会計基準委員会（2021 年 12 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

重要性に関する定めについて**(改正リース会計基準において数値基準による簡便的な取扱いを定めることの是非)**

2. 具体的な数値基準とは別に、IFRS 第 16 号の結論の背景にあるような一般的な重要性に関する記載は、実務に資することもあると考えられる。一般的な重要性に関する定めとは異なる定めであるとの誤解が生じる懸念は、それを明確に記載すれば足りると思われる。

個々の重要性に関する定めを検討について**(借手の会計処理)****少額リース資産の簡便的な取扱い**

3. 現行の会計基準では、少額資産の簡便的な取扱いとして、「通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行うことができる」とされているが、会計基準の改正により、すべての賃貸借取引がファイナンス・リースと同様の取扱いとなると、賃貸借取引の概念自体がなくなってしまうことになるため、なぜこのような考えに至ったのかを示すとともに、今後の基準化にあたって、表現についてもご検討頂きたい。
4. 実務への配慮としての便法の採り入れに反対するものではないが、特定の資産に対してフルペイアウトでリース料が決まるファイナンス・リースと、契約でリース料が定められるオペレーティング・リースとでは、リース料の算定基礎が異なる中で、同じ簡便的な取扱いを採り入れることに問題が生じないか確認したい。特に後者においては、契約を分割するストラクチャリングが容易とならないか。
5. 実務上の便法を採り入れるか否かの判断においては、実務への配慮のみではなく、便法自体に問題がないかどうか、定量的及び定性的な国際的比較可能性、選択肢を複数認めることによる問題等について判断した検討の過程の明確化が重要だと考える。

短期のリース取引に関する簡便的な取扱い

6. 短期リース取引に関する簡便的な取扱いは、再リースや、解約不能期間の考え方など、原則的な会計処理の方向性に影響されるものであり、原則的な会計処理がどうなるのかを踏まえて、最終的に検討した方が良い論点と考える。

リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分について

(維持管理費用相当額)

7. 維持管理費用相当額自体は、かなり議論されているが、金額的な重要性は必ずしも大きくないのではないか。

以 上